

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【会社名】	株式会社インターネットインフィニティー
【英訳名】	i n t e r n e t i n f i n i t y I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 別宮 圭一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町11番19号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長別宮圭一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠しております。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの置かれた環境や事業の特性から、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切と判断し、各事業拠点の当連結会計年度の売上高予算(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高予算のおおむね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。また、選定指標から外れた事業拠点について、売上総利益率が高い、長期にわたり評価範囲に含めていないなど、追加で評価範囲に含めるべき事業拠点がいないかを検討して重要な事業拠点を選定いたしました。

選定した重要な事業拠点においては、当社グループがヘルスケアソリューションに関わる事業であることから、その事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び売上原価に至る業務プロセスを評価対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係るプロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして、固定資産の減損プロセス、有価証券の評価プロセス、税効果プロセス等を評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

当社は、2025年2月27日開催の取締役会において、セントワークス株式会社の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付にて株式譲渡契約を締結いたしました。また、当該契約に基づき2025年4月1日に同社の全株式を取得しております。この株式取得による連結子会社化は、翌期以降の当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。